

この欄には
書かないで
ください。

税 整 理 署 欄	通信日付印の年月日 年 月 日	(確認)	名 簿 番 号

先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

税務署受付印

(注) この届出書が資産を取得した年の翌年3月15日までに提出されない場合は、租税特別措置法第37条第3項・震災特例法第12条第3項の規定の適用は受けられません。

税務署長 令和____年____月____日提出	届 出 者	住 所	〒		
		フリガナ	()		
		氏 名	電 話		

私が昨年取得した下記の資産については、租税特別措置法 第37条第3項
震災特例法 第12条第3項の規定の適用を受けたいので届出します。

記

1 取得した資産（先行取得資産）

種 類			
規 模			
所 在 地			
用 途			
取 得 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
取 得 価 額	円	円	円

2 譲渡予定資産

種 類			
-----	--	--	--

3 その他参考となる事項

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

- 1 この届出書は、特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の適用を受けようとする場合において、譲渡資産を譲渡する年の前年以前に取得（建設及び製作を含みます。）した資産について、租税特別措置法第 37 条第 3 項又は震災特例法第 12 条第 3 項の規定の適用を受ける旨を届け出るために使用します。
(注) 租税特別措置法第 37 条第 3 項又は震災特例法第 12 条第 3 項の規定は、この届出書により届け出た資産に限り適用が認められ、届出のない資産についてはこの規定の適用がないことにご注意ください。
- 2 これらの規定の適用を受けるためには、この届出書を、届け出ようとする資産を取得した年の**翌年 3 月 15 日まで**に納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。
- 3 各欄は次により記載してください。
なお、記載しきれない場合には別葉に記載してください。
 - (1) 文面中の〔 〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。
 - (2) 「種類」については、土地、借地権、建物、構築物、船舶、機械及び装置などと記載してください。
 - (3) 「規模」については、例えば、土地等の場合には面積を、建物の場合には各階ごとの床面積を記載してください。
 - (4) 「用途」については、事務所用、店舗用（○○販売）、工場用（○○製造）などと具体的に記載してください。